

社会福祉施設等災害対応マニュアル(概要版)

I 平常時の防災対策

(1) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

○消防用設備等の定期点検の実施

スプリンクラー，屋内消火栓，自動火災報知設備等の点検

○防災設備の点検及び維持管理

防排煙設備・非常照明・避難階段等の点検，防災物品（カーテン・寝具等）の整備

(2) 防災体制の整備

○非常時の関係機関（消防局及び施設所管課）への早期通報体制の整備

連絡体制図・緊急連絡先一覧の作成

○職員動員体制の整備

災害時役割分担表・緊急連絡網，職員召集・参集基準の作成

○避難体制の整備

避難計画や避難経路図（施設内の集合場所・施設外への経路・避難所への順路等）の作成

○他施設との協力体制及び地域・ボランティア協力体制の整備

協力施設一覧等の作成・点検

○利用者家族等への連絡体制の確保

災害時の連絡体制を定め，家族等へあらかじめ伝達しておく

○食料・資材の備蓄と定期点検

3日分以上の食料・飲料水，医薬品・衛生用品，燃料・電池等の備蓄・点検

○非常持出品の整備・点検

持ち出し品リストを作成して点検

○各業者の災害時対応を確認

食料・医薬品等の納入業者，調理委託等の委託業者の災害時対応を確認しておく

○設備・備品等の安全対策

備品等の転倒・落下防止，ガラスの飛散防止等

○夜間における防災体制の整備

人員の配置や連絡網の確認

○情報収集体制の整備

停電に備えてラジオ等の準備，社の都防災メール登録

(3) 施設利用者情報の管理・更新

緊急時連絡先・心身情報を含めた利用者名簿を作成し、災害時の情報伝達に使用

(4) 防災訓練の適切な実施等

○避難・消火訓練の実施

夜間訓練または夜間を想定した訓練を含む

○職員等への防災教育の徹底

○地域防災訓練への積極的な参加

○災害用伝言ダイヤル171，災害用伝言板web171の使用訓練

停電時の情報伝達手段に

(5) 立地条件の把握と，避難計画（避難に関するマニュアル）の整備

○施設の立地条件の確認

津波避難エリア，水防法関係，土砂災害警戒区域等に該当するかどうか確認しておく

○避難に関するマニュアル整備

施設の周辺状況を踏まえ，また避難の所要時間を想定しておく

II 災害時の応急対策

(1) 災害発生時の対応

○出火防止と消火

火元の点検，ガス漏れの有無の確認，各施設の消防計画に従い通報・避難・消火

○災害情報の適切な把握

テレビ，ラジオ等による災害情報の収集，消防署，警察署等との連絡

○入所者等の安否確認・救護

負傷者の速やかな救出，応急手当，病院等への移送，必要に応じ消防機関等に支援要請

○施設被害状況の確認

被害状況を確認し，入所者等に状況を伝え，不必要な不安や動揺を与えないように

○避難誘導

施設の損壊状況や市災害対策本部の情報等を踏まえ，必要に応じて避難

施設外に入所者等を避難させる場合，応答の難しい入所者等の不明・取り違えを防止

○入所者等家族への状況報告

事前に定めた災害時の連絡方法により，家族に利用者と施設の状況を伝える

○入所者等の保護者等への引継ぎ

災害状況に応じ引継ぎに時間を要する可能性も踏まえ対応

○被害状況の報告

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合等には，「災害発生状況報告」等により施設所管課へ報告

災害用伝言ダイヤル171，災害用伝言板web171の利用

○地域住民・ボランティア等との協力

地域住民，ボランティア，防災関係機関，入所者等の保護者等と十分連携を図る

(2) 津波警報等が発表された場合（対象施設のみ）

○津波注意報 →海岸線や河口に近づかないよう避難指示

○津波警報 →津波避難エリアⅠ：ただちに区域外へ入所者・通所者を避難

○大津波警報 →津波避難エリアⅠ及びⅡ：ただちに区域外へ入所者・通所者を避難

(3) 市危機管理室から水防・土砂災害に関する情報伝達を受けた場合（対象施設のみ）

○洪水予報・土砂災害警戒情報等 →入所者・通所者の避難に向けた準備を開始

○避難情報 →あらかじめ定めた避難計画に基づき，入所者・通所者を避難